

電気事業法第106条第6項に基づく報告徴収への回答について

(再発防止対策などの概要)

当協会が発生した電気工作物の点検未実施に関して、2021年10月4日付けをもって中国四国産業保安監督部長(四国支部扱い)より電気事業法第106条第6項に基づく報告徴収とともに嚴重注意を受け、今後このような事態が生じないように下記のとおり再発防止対策を講じ、2021年11月1日付けをもって中国四国産業保安監督部四国支部あて報告しましたので、その概要についてお知らせします。

記

「再発防止対策の概要」

- ・本部監査室内に安全・品質監査員を新たに配置し、これまでの確認に加えてダブルチェックするとともに保安業務に使用しているシステムを改良するなど、管理体制を強化しました。
- ・保安業務従事者の拡充のほか管理業務の削減やコールセンター設置などにより、保安業務従事者の負担軽減を図ります。
- ・今回発生した保安点検未実施の経緯、原因などについて、全職員に対し周知するとともにコンプライアンスの重要性について、教育を徹底しました。

また、コンプライアンスの遵守については、今後あらゆる機会を捉えて再教育を徹底して参ります。

なお、全事業所において、同様の事案がないか確認した結果、点検未実施がないことを確認しました。

以 上

「本件に関するお問い合わせ先」

一般財団法人 四国電気保安協会

事業本部 保安事業部 大久保 (携帯電話) 080-5665-0070
